

公文書館における土木史料の保存・活用をめぐる

関東学院大学大学院 学生会員 田辺 義雄
関東学院大学工学部 正会員 昌子 住江

1. 研究目的

土木史研究では史料は重要なものであるが、土木史料自体の研究は始まったばかりで進んでいない。土木構造物の多くは公共事業として設置されるので、土木史料は公文書が多く、公文書は土木史料の中で重要な位置を占めると言える。そこで本研究では、公文書の保管施設である公文書館における土木史料の収集・評価・選別について、まず東京都公文書館、東京都水道局文書管理室、神奈川県公文書館にヒアリングを行い、現状と課題について検討を行った。

2. 土木史料の保存・活用に関する現状と課題

(1) 土木史料とは

土木史料とは、構造物が造られた時の時代背景等がわかる資料であり、構造物の補修・修復・管理や土木遺産の総合評価等に必要のものであり、史料自体に歴史的・文化的価値を持つものである。

土木史料には有形・無形のものがあり、有形の土木史料とは景観・遺跡・構造物等の記録資料や絵・図面等を含む文献資料、ビデオテープ・マイクロフィルム等の映像資料を指し、無形の土木史料とは土木技術に関わる論文や土木に関わる人物伝、土木に関する地域の祭り等の慣習の伝承等を指す。

(2) 土木史料の所在

土木史料は、博物館、文書館、記念館等の施設や、行政機関の管理事務所に保存されている他、先輩土木技術者や郷土史家等が個人的に所蔵している場合もある

(3) 土木史料の課題

土木史料の課題として、土木構造物管理組織での資料保管状態が極めて悪い場合がある。図面等の文書資料が放置状態であったり、破損し、廃棄物のように扱われている例もある。他に、高度経済成長を支えた社会基盤施設、土木構造物等の、まだ歴史的価値が見出せる程の時間の経過していないものは、それらに関する資料の紛失や破棄されるといった事が挙げられる。個人蔵の場合も、代替わりの時に廃棄される可能性がある。このようなことがおこるのは、土木史料の認知度の低さにあるといえよう。

(4) 既存研究の概要と本研究の位置づけ

大熊孝らによる「有形・無形の土木史料の全国調査とその保存・活用のあり方に関する研究」は、こ

の分野の研究として初めての屯核的な取り組みであり、全国の土木関係資料館及び土木史料を有する博物館・文書館等の整理・データベース化、各地域の土木関係資料館等での実態調査と資料目録の作成、有形・無形土木史料の実態調査方法の構築、土木史料の目録作成の方法及び目録づくりの考え方が示されている。ここでは公文書館として沖縄県と東京都を取り上げ、特に東京都公文書館において利用者の観点から現状と課題についての分析を行っている。東京都の土木史料に係る公文書で上下水道など公営企業局に関するものは、それぞれの局で保存している。したがって本研究では、東京都公文書館、ならびに東京都水道局文書管理室での保存・管理・活用について館側の実情をヒアリングするとともに、神奈川県公文書館でも同様のヒアリングを行って比較検討した。

3. 公文書館における土木史料の現状

(1) 公文書館とは

公文書館法第4条より、「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」とある。日本には現在、国の公文書館が1館、都道府県が28館、市町村が18館設置されている。

公文書館の文書保管管理システムは4つのタイプがある。

- A. 文書作成課 文書主管課 公文書館のように文書が流れる。保存年限を過ぎた有期保存文書を文書主管課が廃棄決定した後、公文書館がそこから歴史的価値のあるものを評価・選別する。永年保存文書は公文書館の担当外。
- B. 文書の流れはAと同じだが、永年保存文書が一定年限経過後、公文書館に引き継がれる
- C. 文書の流れはAと同じだが、有期保存文書の廃棄決定を公文書館で行なう。永年保存文書は一定年限経過後、公文書館に引き継がれる。
- D. 文書作成課 公文書館のように文書が流れる。文書主管課が介在せずに、文書が直接公文書館に引き継がれる。

Keywords: 土木史、土木史料、公文書館

連絡先：〒236-8501 横浜市金沢区六浦東 1-50-1

E-mail: sshoji@kanto-gakuin.ac.jp

(2) 公文書館における課題

どのタイプにも言えるが実際には引継ぎが上手くいってないところが多い。原因として、保存期間を過ぎても使用するといったものや、引継ぎに対する認識が不十分なため、作成課で文書を廃棄してしまうといった事が挙げられる。

評価・選別の時間が充分に取れておらず、各課 30～60分で評価・選別を行っている館もある。このような状況では土木史料にとっては大事な文書を見逃すことになる。また、土木史料に限ったことではないが、職員は土木の専門家ではないので何が大事かという判断が難しい。

4. 東京都公文書館における土木史料

(1) 東京都公文書館の概要

東京都公文書館は1968(昭和43)年に都政史料館と総務局総務部文書課の機能の一部を統合して開設され、都の歴史的公文書の収集・保存機関としての役割を担うとともに、都の情報提供施策の一端を担い続けてきた。1991年からは本格的なマイクロフィルム化事業の開始し、1994年からは都政施行後30年経過文書の一般公開を開始するなどサービス機能の拡充を図った。2000年には新たな情報公開条例への対応策等の助言を求めため「東京都公文書館における保存・閲覧に関する研究会」を設置した。その報告書の提言をもとに「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」を施行し、情報公開条例との整合性を図った。現在も目録の整備・充実、都史資料集の編纂やマイクロフィルムのデジタル化やIT化への対応を図っている。人員は職員が14名(館長を含む)、非常勤等が22名である。予算は2004(平成16)年度で435,972千円、そのうち50%程度がマイクロ化事業に充てられている。

(2) 東京都公文書館における保存・活用について

引継ぎに関しては、長期保存文書の実際の引継ぎ率は7%で、引継ぐ予定のものを併せても全体の20%程度しか引き継がれない。有期保存文書も、引継ぎを求めたものの既に廃棄してしまったなどで、20%程度しか引き継がれない。これは文書を紛失する可能性大きくし、利用者が閲覧する機会を永遠に失うことに繋がる。

評価・選別に関しては、原本ではなく件名のみで評価・選別を行っているため、そこから重要な土木史料を選別する事は難しい。また、土木構造物は何年もかけて造られるので、その文書はあちこちに少しずつ関係しており、1つにまとめると言ったことは難しいとの事だった。文書の引継ぎに関しては、土地関連の文書は大体引き継がれるが、公開はプライバシー保護の観点から見送っている。また、計画段階の文書は引き継がれ難く、担当課で廃棄してしまっている事が多い。

(2) 東京都水道局文書管理室

水道局の文書管理室は、1988(昭和63)年に開設されており、明治からの水道に関する文書を保存している。現在保管している文書件数は33万件、文書は

年一回運び込まれ、仕分けの上順次入力している。文書の選別・保管等の方針は、東京都公文書館と同様である。公文書の内容としては土地の占有関係が多い。現在申請図面は紙ベースで保管しており、マイクロ化には予算上の制約がある。利用は職員に限られ、OBでも民間企業にいる者は認めていない。それは保管の目的を、行政の執行をスムーズにするためとしているからである。

(3) 神奈川県立公文書館

神奈川県立公文書館では、現在県で作成した文書は総て運び込むことになっており、重量にして年間160tにもなる。その中で永久保存となる文書は4～5%である。ここではリストと現物を照合しながら選別しているが、専門的な判断に迷う時には原課に問い合わせている。現在運び込まれる文書の中にも、何らかの理由で原課で保管していたらしく、戦前の文書が混じることもある。土木部の文書はなぜか保管状態の悪いものが多い。また工事が単年度で行われるため、文書も図面も部分的なものとなり、保存の方式等配慮しないと全体像が分かりにくくなる。検索システムとしてキーワードは重要であるが、まだ改善の余地がある。

5. 今後に向けて

今回ヒアリングが出来たのは限られた施設であり、ここから何らかの結論を出すことは難しい。しかし、東京都公文書館では長期・有期で文書を判別しているため特に土木史料は意識していないし、土木史料として何を残すのかを判別する事は担当課に聞かないと分からない、また公文書をみて判断している神奈川県立公文書館でも同様の問題があることがわかった。したがって土木史料の判断に外部の専門家が関わる必要性はあると考えられる。また東京都の場合、公営企業局の上・下水道局や交通局の文書が別組織で保存され、このことについてあまり知らされていないのも。利用者の観点からすれば問題である。水道局では研究目的の利用は認めるとの話であったので、保存・閲覧のネットワーク化等の検討が望まれる。

謝辞：御協力いただいた東京都公文書館、同水道局文書管理室、神奈川県立公文書館の皆さんに感謝します。

参考文献

- 1) 大熊孝ほか：有形・無形の土木史料の全国調査とその保存・活用のあり方に関する研究：(2002)
- 2) 国文学研究資料館史料館：アーカイブズの科学：柏書房(2003)
- 3) 安藤正人、青山英幸：記録資料の管理と文書館：北海道大学図書刊行会(1996)